

総社市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第26号

総社市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(条例個人情報ファイル簿の作成)

第3条 実施機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表する個人情報ファイル簿のほか、実施機関が保有している法第74条第2項第6号及び第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで及び第9号から第11号までに掲げる事項並びに記録情報の記録期間及び記録される本人の数を記載した帳簿（以下この条及び次条において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成しなければならない。ただし、記載する記録情報の記録期間が短いもの、個人情報ファイルに記録される本人の数が少ないもののほか、その事務又は事業の内容等に照らし、条例個人情報ファイル簿を作成しないことが相当と認められるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を条例個人情報ファイル簿に記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(個人情報ファイル簿等の届出)

第4条 実施機関は、個人情報ファイル簿又は条例個人情報ファイル簿（以下この条において「個人情報ファイル簿等」という。）を作成したときは、速やかに当該個人情報ファイル簿等を市長に届け出なければならない。

2 実施機関は、届け出た個人情報ファイル簿等の内容を変更するときは、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

(開示請求の手續)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(不開示情報)

第6条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）第7条第7号に掲げる情報とする。

(開示決定等の期限)

第7条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料)

第9条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、写しの交付及び送付に要する費用については、開示請求者が、実費の負担をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、費用負担については、総社市情報公開条例第16条第2項の例による。
(訂正請求の手続)

第10条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(利用停止請求の手続)

第11条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(運用状況の公表)

第12条 市長は、法及びこの条例の運用状況について、毎年度公表するものとする。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(総社市個人情報保護条例の廃止)
- 2 総社市個人情報保護条例(平成17年総社市条例第13号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の総社市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項及び第14条第2項の規定による、職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下この項において「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) 前項の規定の施行の際、現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第15条又は第19条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号に規定する個人情報ファイルであって、同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 附則第3項各号に掲げる者
 - (2) 附則第2項の規定の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項に規定する罪を犯した者にも適用する。
- 8 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(総社市情報公開条例の一部改正)

9 総社市情報公開条例(平成17年総社市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 前条に規定する決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書の相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、<u>実施機関は、前条第1項の期間内に</u>、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(費用負担)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 実施機関が公文書の開示をするため、第11条第1項に規定する書面により開示する日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定をした日から15日以上の間をおいた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告をしても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者は、前項に定める実費の負担をしなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 前条に規定する決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から<u>起算して</u>15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 <u>実施機関は、</u>開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>起算して</u>60日以内にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書の相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、<u>同条第1項の期間内に</u>、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(費用負担)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 実施機関が公文書の開示をするため、第11条第1項に規定する書面により開示する日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定をした日から<u>起算して</u>15日以上の間をおいた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告をしても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者は、前項に定める実費の負担をしなければならない。</p>

(総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の一部改正)

10 総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（平成17年総社市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の設置）</p> <p>第1条 総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）に基づく情報公開制度並びに<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び総社市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年総社市条例第26号）</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（審議会の所掌事項）</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>（1）<u>実施機関の諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議を行うこと。</u></p> <p>（2）<u>情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し、必要な意見を述べること。</u></p>	<p>（総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の設置）</p> <p>第1条 総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）に基づく情報公開制度及び<u>総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、総社市情報公開・個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（審議会の所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、<u>実施機関の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。</u></p> <p>（1）情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項</p> <p>（2）<u>個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項</u></p>

（総社市国民宿舎条例の一部改正）

11 総社市国民宿舎条例（平成17年総社市条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定管理者が行う個人情報等の取扱い）</p> <p>第10条 指定管理者及び国民宿舎の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守するとともに、管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。</u>指定管理者及び従事者でなくなった後も同様とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（指定管理者が行う個人情報等の取扱い）</p> <p>第10条 指定管理者及び国民宿舎の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号）を遵守するとともに、管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。</u>指定管理者及び従事者でなくなった後も同様とする。</p> <p>2 略</p>

（総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

1.2 総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年総社市条例第218号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（秘密保持義務）</p> <p>第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定を遵守し、<u>個人情報</u>が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>（秘密保持義務）</p> <p>第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号）</u>の規定を遵守し、<u>個人情報</u>が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

（総社市行政不服審査法施行条例の一部改正）

1.3 総社市行政不服審査法施行条例（平成28年総社市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（情報公開条例等に基づく諮問に係る審査会の調査権限）</p> <p>第6条 審査会は、総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この条において「個人情報保護法」という。）</u>第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に係る審査のため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号及び<u>総社市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年総社市条例第26号）</u>第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、情報公開条例第11条による決定に係る公文書又は<u>個人情報保護法第82条、第93条若しくは第101条による決定に係る公文書の提出を求め</u>ることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提出された公文書の開示を求め<u>る</u>ことはできない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（情報公開条例等に基づく諮問に係る審査会の調査権限）</p> <p>第6条 審査会は、総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び<u>総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>第26条の規定による諮問に係る審査のため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号及び<u>個人情報保護条例第2条第1号</u>に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、情報公開条例第11条による決定に係る公文書又は<u>個人情報保護条例第22条第1項の決定に係る公文書の提出を求め</u>ることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提出された公文書の開示を求め<u>る</u>ことはできない。</p> <p>2及び3 略</p>